

# 総務建設常任委員会

令和2年12月14日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和2年12月14日(月) 午前9時30分 開会  
午後0時07分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	松	林	謙	司
副委員長	杉	本	訓	規
委員	梨	本	洪	珪
〃	奥	本	佳	史
〃	増	田	順	弘
〃	岡	本	吉	司
〃	下	村	正	樹
〃	西	川	弥	三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	谷	原	一	安
〃	内	野	悦	子
〃	川	村	優	子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿	古	和	彦
副市長	溝	尾	彰	人
企画部長	吉	川	正	人
人事課長	板	橋	行	則
〃 補佐	南		直	美
企画政策課長	高	垣	倫	浩
総務部長	吉	村	雅	央
総務財政課長	米	田	匡	勝
〃 補佐	堀	川	雅	樹
管財課長	吉	田	和	裕
〃 補佐	木	下	友	博
生活安全課長	竹	本	淳	逸
〃 補佐	西	川	雅	大
都市整備部長	松	本	秀	樹

建設課長	安 川 博 敏
〃 補佐	西 川 直 孝
〃 補佐	稲 田 恭 一
〃 補佐	西 川 基 之
産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長	芝 浩 文
〃 補佐	屋 根 良 宣

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	和 田 善 弘
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

#### 7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第90号 葛城市森林環境整備基金条例を制定することについて
- 議第91号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 議第93号 葛城広域行政事務組合理約の変更について
- 議第94号 葛城広域行政事務組合の解散について
- 議第95号 葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について
- 議第96号 奈良県広域消防組合理約の変更について

#### 調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (2) 国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

**松林委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開催いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

年の瀬も間近に迫り、だいぶ寒い日が続くようになりました。気温が下がり、湿度が下がると、ウイルスが活性化して広がりやすくなるとも言われております。現在、コロナ感染拡大第3波の中、感染者は急速に拡大している状況であります。このコロナ禍の状況を乗り越えて、ポストコロナの本市における繁栄と発展のためにも、特にこの度、本委員会に付託されました議案審査、非常に重要なものであろうかと、このように思います。

なお、私ごとで恐縮ではありますが、今回初めての総務建設常任委員会の委員長という大任をいただきました。精いっぱい慎重審議、円滑な議事運営ができますように努力させていただきますが、何分、初心者でもあります。何かと至らぬことあろうかと思いますが、そこは皆様の寛大な心で、どうかよろしくお願いを申し上げます。

ここで委員外議員の紹介をさせていただきます。川村議員、内野議員、谷原議員。

なお、発言される場合は、必ず挙手をいただき指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知お願いをいたします。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は必ず電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口を開放しておりますのでご承知願います。なお、発言される際はマスクを着用したままご発言をいただきますようお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。

初めに、議第90号、葛城市森林環境整備基金条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 皆様、おはようございます。産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいま議題となりました議第90号、葛城市森林環境整備基金条例を制定することについて、提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましては、平成31年4月1日に森林環境税と森林環境譲与税が創設されました。森林環境税は、令和6年度から国税として課税することになりますが、森林環境譲与税

については、森林現場における諸課題に早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行と併せ、平成31年度から市町村及び都道府県に対する譲与割合により譲与されます。森林環境譲与税の用途については、間伐や路網の森林整備、人材育成、担い手確保、木材利用の促進や普及啓発に充てることとされており、後年度における事業に要する費用に充てるために留保し、基金に積み立てることが必要であることから、森林譲与税の基金条例を制定するものであります。今年度におきましては、出生届を出された方に送る積み木の購入や、森林整備、森林学習の費用に充てております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**松林委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

**増田委員** ないようであれば、ちょっとお聞きをしておきます。基金ということでございますので、積立てというふうな形で基金の積立てをされると。これは一般会計歳入歳出予算で定めるといふようになってございますので、ここでその内容を聞くのが望ましいか、予算のところで聞くのが望ましいか、どちらでも結構ですけども、以前にもこの議題がどこかで出たというふうに記憶しておりますけども、再度確認をさせていただきます。国民全ての方にこの基金の造設を願うと、先ほど言われた整備、人材育成に使用されるということでございますけど、その積立て方といいますか、決まってるんですよね。決まってないんですかね。財源の積立て方、それ、ちょっと教えていただけますか。

**松林委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

森林環境税の積立てにつきましては、令和2年度におきましては、積み木の購入、それと森林整備、それと森林マネージャーの委託、それと森林学習、この4本で運営しておるんですけども、この中で残金が出た場合に積立てを基金のほうに回していくというふうな形を取らせてもらおうと考えております。

以上でございます。

**松林委員長** 増田委員。

**増田委員** 聞き方が悪かって申し訳ございません。最初の財源の確保の方法についてお聞きをしたかったんで、申し訳ありません。

**松林委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 財源につきましては、まずこの森林環境税と森林環境譲与税、これの説明でございますけども、森林環境税及び譲与税につきましては、平成31年の4月1日に創設されておまして、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるために、平成31年度の税制改正におきまして創設されております。これは、その背景には、森林整備をすることによりまして地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものでございまして、森林整備を進めるに当たりましては、所有者の経営意欲の低下や所有者の森林の増加、林業の担い

手不足などが大きくなっているということが課題になっているということがございまして、森林環境税につきましては、国内に住所を有する個人に対して課税されておまして、年額は1,000円として、これは国税でございますけれども、市町村から個人住民税均等割として併せて賦課徴収されると。森林環境譲与税につきましては、森林環境税の収入額に相当する額が市町村及び都道府県に対しまして森林環境譲与税として譲与されております。適用時期につきましては、森林環境税は令和6年度から課税と、それと森林環境譲与税、これは令和元年度から譲与されてるということでございます。

以上でございます。

**松林委員長** 増田委員。

**増田委員** 聞きたかったのは最後のところでございます。均等割に市民1人に1,000円ずつもらうと、それをためて整備に充てると、こういうことでよろしいですね。ありがとうございます。

**松林委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

次に議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第90号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第90号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、次に、議第91号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

**吉川企画部長** 皆さん、おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま議題となりました議第91号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて説明させていただきます。

初めに、改正理由でございます。今回の改正は、人事行政上必要な手当等の整備を行うもので、令和2年度から人事交流として東京に職員を派遣していることに伴いまして、地域手当及び住居手当を改正し、単身赴任手当を整備するものと、今後、大規模な災害が発生し本市が被災した場合に、中長期的にわたり他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合にお

いて、当該職員に対し支給する災害派遣手当の整備を行うために、本条例を改正するものでございます。

続いて、主な改正内容でございます。お手元に配付しております新旧対照表をご覧くださいと思います。表の左側が改正前で右側が改正後となっております、改正部分にはアンダーラインを引いており、改正後については赤字で表記しております。

新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

まず、第2条第1項の改正でございます。職員に支給する手当の項目に単身赴任手当及び災害派遣手当を加えるものでございます。

続いて、新旧対照表の3ページをご覧くださいと思います。

第7条の3第2項に規定しております地域手当の支給割合の改正でございます。地域手当は民間賃金の地域間格差の事情等に応じて調整支給されるもので、民間賃金が特に高い東京都特別区内にある勤務場所に勤務する職員に対し支給する地域手当の支給割合を、国の支給割合と同じ100分の20とする規定を第1号として新たに追加し、その他の職員に対する支給割合である100分の6を第2号として規定するものでございます。

続いて、新旧対照表の4ページをご覧ください。

第8条第1項第2号及び第2項第2号の住居手当の改正でございます。後ほど説明いたします単身赴任手当が支給される職員の留守家族が借家、借間に居住している場合の家賃支出による経済的負担は、借家ではなく自宅等に居住する留守家族を持つ単身赴任者に比べてかなり大きいものであることから、その経済的負担を軽減するために、単身赴任手当が支給される職員の配偶者等が居住する借家、借間の家賃を職員が支払っている場合には、職員が居住する借家、借間に係る算定方法による住居手当の2分の1に相当する額の住居手当を支給する規定を設けるものでございます。

続いて、第8条の3として、単身赴任手当の規定を新設するものでございます。職員の派遣、異動等によりましてやむを得ず単身赴任をすることとなった職員の経済的負担を軽減するために、国家公務員と同様の手当の規定を設けるものでございます。

第8条の3第1項は、単身赴任手当を支給する職員の規定でございます。対象となる職員は、異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居した職員で、異動等に伴う転居、別居の時点で、異動等の直前の住居等から異動後の勤務場所に勤務することが困難な職員のうち、単身で生活することを常況とし、現在も配偶者の住居から通勤することが困難な職員でございます。

第2項では、単身赴任手当の月額が3万円を基本額とし、単身赴任をしている職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じ、7万円を超えない範囲内で加算されることとなります。

第3項では、単身赴任手当を支給される職員と権衡上必要がある職員に対しても単身赴任手当を支給する規定でございます。

続いて、第14条の3として、災害派遣手当の規定を新設するものでございます。

第1項では、災害派遣手当を支給する要件を規定するもので、災害対策基本法等の規定により、災害応急対応または災害復旧のため、住所または居所を離れて派遣をされた職員に対

し、派遣を受けた市町村の区域に滞在することを要する場合に限り支給するものでございます。

第2項では、災害派遣手当の額の規定でございまして、日額6,620円を超えない範囲で規則で定める額としております。

続いて、新旧対照表の6ページをご覧くださいと思います。

第17条の2第2項の改正でございます。任期付育児短時間勤務職員には単身赴任手当の規定は適用しない旨の規定を設けるもので、適用しない条として第8条の3を追加するものでございます。

次に、第20条の改正でございます。規則委任する手当に単身赴任手当及び災害派遣手当を加えるものでございます。

最後に、附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとし、地域手当の改正規定につきましては、令和2年4月1日から適用するものでございます。また、附則第2項では、遡って引き上げます給与と既に支給していますそれらとの差額を支給する規定を設けるものでございます。

以上で、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**松林委員長** ただいま説明願いました、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** よろしく願いいたします。内容についてはあれなんですけど、ちょっと謎なんで、これ単身赴任手当、大まかに言うとそういうことやと思うんですけど、これ葛城市の職員の方も対象の方がおられるということですよ。おられるとして、これ順番、逆のような気がするんです。これがありきで行ってもらいたいような気がするんですけども、そういうものでもないんですかね。これ、あとに戻ってちゃんとされると書いてあるんですけど、行くためにこういうのがあるからこういう手当されるよと僕はちょっとイメージするんですけど、そういうものでもないんですか。その辺ちょっと説明していただいてよろしいですか。

**松林委員長** 板橋課長。

**板橋人事課長** 人事課の板橋です。よろしく願いいたします。

確かにおっしゃるとおりなんです。本来でしたら派遣する前に用意すべきところなんですけれども、まだまだ整備ができてなくて、他市町村、あるいは派遣先のところで聞かせていただいて、正直なところうちだけがないという場合もございまして、急ぎ整備させていただいている状態でございます。

以上です。

**松林委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** そうなんです。僕、そういうのは、簡単な話、従業員の方にどっかへ行けというときに、こういう手当があるから行ってくれというのが普通やと思うんです。行った後にこれが



出てきたと、何かちょっと話が合わないと思うんで、その辺次回から気を付けていただいて、反対も賛成も、今そういうんじゃなくて、こういうのはちゃんと順番を追って、ちょっと順番がおかしいなと思って聞かせてもらいました。次からちゃんとお願いしておきます。

以上です。

**松林委員長** ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 1点、お伺いします。今回のやつは、勤務場所を異にする、または勤務場所の移転に伴いと書いてます。1番目に、東京都特別区内にある方ということも具体的に書かれておりますけども、こういった人事交流というのは恐らく定期的にされてるのだと思うんですけども、大体年間で何人ぐらいをどれぐらいの期間で交流されてるのか、あるいはその逆のパターンで、葛城市にはどれぐらいの方が来られてるんでしょうか。

**松林委員長** 板橋課長。

**板橋人事課長** 人事課の板橋です。よろしく願いいたします。

現行なんですけれども、東京に1人派遣しております。それから、あと奈良県との間で1人交換で来ていただいたり、うちから派遣してもらうことになると、あと葛城地区清掃事務組合のほうに1人派遣、それから後期高齢者医療広域連合、そちらのほうに1人派遣しております。

以上でございます。

**松林委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。これ、定期的にずっともうそれが続いているということで解釈してよろしいんですね。

**松林委員長** 板橋課長。

**板橋人事課長** 定期的に派遣している分につきましては、葛城地区清掃事務組合と後期高齢者医療のほうは定期的に派遣しております。東京のほうは、今回2年間の1回こっきりといいますか、定期的じゃございません。

以上です。

**松林委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第91号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第91号は原案のとおり可決することに決定をいたします。

ここでお諮りをいたします。

次の議第93号から議第95号までの3議案につきましては、葛城広域行政事務組合の解散に関することですので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定をいたしました。

それでは、議第93号から議第95号までの3議案を一括議題といたします。

本議案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。ただいま議題となりました議第93号から議第95号までの3議案につきまして、一括して説明させていただきます。

この3議案は、葛城広域行政事務組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い提案させていただいているものでございます。

まず、議第93号、葛城広域行政事務組合規約の変更についてでございます。お手元に配付しております新旧対照表をご覧くださいと思います。

新旧対照表の3ページでございます。第13条でございますが、この規定は出資金総額相当額の処分の制限に関する規定でございます。組合の基金のうち組合市町からの出資金相当額は処分できないこととされていることから、その処分を可能とするためにこの条文を削除するものでございます。

次に、4ページをご覧ください。第16条として、解散後の事務の承継に関する規定を新たに設けるものでございます。

最後に附則といたしまして、この規約は奈良県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

続きまして、議第94号、葛城広域行政事務組合の解散についてでございます。この葛城広域行政事務組合は、平成4年3月1日に葛城広域市町村圏協議会及び葛城地区休日診療所事務組合を発展改称させる形により設立され、葛城広域圏域の休日診療を担うとともに、基金を設置し、その運用益によるふるさと市町村圏事業を推進してまいりました。

しかしながら、社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等に伴い、これまで圏域を設定し行政機能を分担してきた広域行政圏施策は、当初の役割を終えたとして、平成21年3月末には国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止され、今後の広域連携については地域の実情に応じ、関係市町村の自主的な協議により取組がなされることとされました。

その後も、組合の構成団体である大和高田市、御所市、香芝市、広陵町及び本市の協議に

より、葛城地域の発展と活性化を目指し、引き続き各種ソフト事業を実施するとともに、休日診療所の運営を行ってまいりましたが、ふるさと市町村圏基金の運用に係る利子収入は激減し、事業継続は困難となってまいりました。

こうした状況から、令和元年度より4市1町の構成団体の正副管理者会議等において組合の今後の在り方について協議、検討されてきた結果、設立当初の目的はおおむね達成され、その役割を果たしたとして、令和3年3月31日をもって解散することになり、組合と奈良県が解散に向けた事前協議を行い、全ての協議が整いましたので、令和3年3月31日をもって葛城広域行政事務組合を解散することに関し、議会の議決を求めるものでございます。

この協議の内容でございますが、議案書の15ページに葛城広域行政事務組合の解散に関する協議書がございますので、ご覧いただきたいと思っております。読み上げさせていただきます。

葛城広域行政事務組合の解散に関する協議書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、葛城広域行政事務組合を解散することについて、次のとおり定める。

葛城広域行政事務組合の解散といたしまして、第1条、葛城広域行政事務組合（以下「組合」という。）は、令和3年3月31日をもって解散する。次に事務の継承、第2条、組合の解散に関し、公文書の管理事務、退職手当負担金の精算事務その他の組合の解散に伴う事務については、大和高田市が承継する。2、組合の解散時に存在する未徴収金は、令和3年4月1日から大和高田市が実施する休日診療事務に充てるため同市に帰属させ、同市が基金を設けて管理する。3、議会費及び総務費に係る残余金は、大和高田市に帰属させ、当該費目に属する未払金その他の必要な経費を差し引いた額を、同市が構成団体の総務費分担金の負担割合に応じて他の各構成団体へ交付する。4、衛生費及び公債費に係る残余金は、令和3年4月1日から大和高田市が実施する休日診療事務に充てるため同市に帰属させ、当該費目に属する未払金その他の必要な経費を差し引いた額を、同市が基金を設けて管理する。5、葛城ふるさと市町村圏基金特別会計の残余金は、大和高田市に帰属させ、当該会計に属する未払金その他の必要な経費を差し引いた額を、5で除して得た額（1円未満の端数は切り捨て、余りは大和高田市分に加える。）を同市が他の各構成団体に交付する。6、組合事務所備品（音響機器類を除く。）及び休日診療所備品は、大和高田市に帰属する。7、組合事務所備品のうち音響機器類は、葛城地域観光協議会会長の属する団体（葛城市）に帰属する。8、組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者であった大和高田市長がこれを決算する。9、前項の規定による決算は、組合の事務を承継する大和高田市の長が、これを同市の監査委員の審議に付し、その意見を付けて同市の議会の認定に付すものとする。その他、第3条、この協議書に定めるもののほか必要な事項は、構成団体の協議により定める。

以上でございます。

次に、議第95号、葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産処分についてでございます。

葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産処分を構成団体との協議により定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

この協議の内容でございますが、議案書の17ページに葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産の処分に関する協議書がございますので、ご覧ください。読み上げさせていただきます。

葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産の処分に関する協議書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産処分をすることについて、次のとおり定める。1、葛城ふるさと市町村圏基金の出資金は、構成団体の出資金の割合に応じて返還する。2、奈良県の補助金1億円は、同県からの返還命令により返還する。3、休日診療所建物は、大和高田市に帰属する。読み上げは以上でございます。

次の18ページには、葛城広域行政事務組合の財産一覧表として基金及び建物の内容が記載されております。また、その次の19ページには、葛城ふるさと市町村圏基金の返還についてとして、返還の内容と各団体の出資金または補助金の金額が記載されておりますので、ご確認のほうよろしくお願いいたします。

以上で、議第93号から議第95号までの3議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**松林委員長** ただいま説明願いました本3議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 15ページの解散による協議書ですけども、一応、出資金は1億2,000万円、2町やから2億4,000万円、これは当然返ってくるわけやけども、それ以外の残余金というんか、今現在幾らぐらいあるのか。ある程度、大和高田市にも引き継ぐ、休日診療所に引き継ぐということになってるわけやけども、金利を運営していろんな事業やってきた、金利もほとんど付かなくなってきたんで事業もできない。いわゆる全国的に広域の廃止ということをやってるんで、ここも廃止するということやけど、大体どのぐらいのお金が今、出資金以外にあるのか、教えていただきたい。

**松林委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。よろしくようお願いいたします。

ただいまの岡本委員のご質問なんですけども、あくまで決算の見込みベースでのどれぐらい残っておるのかというのが葛城広域行政事務組合より来ておりますので、その数値についてご報告いたします。

まず、葛城広域行政事務組合の議会費、総務費につきましては約530万円程度が剰余金として残る予定で、先ほどの協議書に基づきまして年度末に分配される予定でございます。また、衛生費、公債費につきましても剰余金が約560万円、ただいまの見込みなので、あくまで衛生費は病気などの状況で変わると聞いておりますので、その費用につきましては、休日診療所を引き継ぐ大和高田市が引き継いで基金を管理するという形になっております。

以上でございます。

**松林委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 一応、そんな大きな金額がないということ、1,000万円ほどやねんな。ほんで、これは全て大和高田市に、その総務費は分配するわけか。結局、公債費だけは大和高田市に、それも皆あれか。そこらをもう一遍教えてくれるか。

**松林委員長** 高垣課長。

高垣企画政策課長 先ほどの説明でもう一度補足させていただきます。

議会費と総務費については、出資割合、均等割額と人口割の出資割合に基づきまして、構成市に返還されます。また、衛生費、公債費につきましては、大和高田市が基金で管理いたしますので、大和高田市に帰属する形になります。

以上です。

松林委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第93号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第93号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

松林委員長 ご異議なしと認めます。よって議第93号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第94号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第94号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

松林委員長 ご異議なしと認めます。よって議第94号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第95号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第95号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって議第95号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第96号、奈良県広域消防組合理約の変更についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

**吉村総務部長** 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程になりました議第96号、奈良県広域消防組合理約の変更についての説明をさせていただきます。

今回の奈良県広域消防組合理約の変更につきましては、奈良県広域消防組合設立から6年が経過し、消防力の強化を図りながら経費の抑制、削減に取り組んで来られたところでございます。設立時の協定書別表におきまして、令和3年度以降の負担方法について、基本的には自賄い方式を踏襲するというような規定がなされております。しかしながら、直近出動方式を採用されたことによりまして、区分を超えた緊急出動が増加したことでか、さらなる経費の節減、合理化を進めるためには、経費の負担方法を抜本的に見直すべきとの意見が多く出され、組合執行機関の整理、充実を図ることと併せまして規約を変更するという必要が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき変更を行うものでございます。

改正内容につきましては大きく2つございまして、1つ目は消防組合の管理ガバナンスの確立として管理者等の選任ルールの明確化と意思決定体制の明確化。それから2つ目にありましては、広域化のメリットを更に生かすため、消防署所属負担、いわゆる自賄い方式と言われる方式を廃止し、共通経費化することに併せて経費負担方法を刷新するといったものでございます。

それでは、お手元に配付いたしております新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。この表の見方でございますけれども、左側が改正前、すなわち旧となっております。そして右側が改正後の新となっております、赤色に着色した部分が改正部分でございます。

それでは、最初に1ページをご覧いただきたいと思っております。

最下段の第5条でございます。組合議会の組織についての規定でございます。組合理約第8条において区分を定める別表を改正することに伴いまして、同表の形式を改正することによる語句の整理でございます。第5条第1項中、「別表第1の区分を構成する市町村」を「別表（え）欄に掲げる市町村」に、「同表の区分ごとにそれぞれ同表に定める」を、「同表（う）欄に掲げる」に改めるものでございます。

5ページの別表をご覧いただけますでしょうか。左側が改正前でございます、従前は旧の11ございました消防本部単位を区分といたしておったところでございますけれども、今回その区分を整理統合し、右側の表、新のとおり、7区分に変更をされております。ただし、改正後も旧消防本部単位から選出される組合議員の数に変更はございません。

ということで、2ページにお戻りいただきたいと思っております。第8条、執行機関の組織についてでございます。組合管理者の選任ルールの明確化及び副管理者の増員、並びに代表副管

理者の位置づけを明確化することを目的とした改正でございます。

第8条第2項では、副管理者を従前2名であったものを6名に増員され、そのうち1名を代表副管理者とするという規定でございます。なお、副管理者の定数は、次の3項におきまして組合の条例で増加することができるという旨の1項が加えられております。

次に、改正後の第4項でございますけれども、組合管理者は再編された新たな7つの区分を構成する市町村長の中からそれぞれ代表者を互選し、7名の区分の代表者の中から総会において組合市町村長の互選により選任することとする改正でございます。

次に、改正後の第5項では、これまでの組合市町村長の互選により選出されておりました副管理者につきまして、さきの改正で選任された管理者以外の代表市町村長6名をもって充てるという規定になってございます。

そして、第6項では、代表副管理者の選任方法を副管理者の互選により定める旨、規定するものでございます。

次に、第10条、管理者等の任期についての規定でございます。

第1項では、管理者、代表副管理者及び副管理者の任期をそれぞれ2年とし、再任は妨げない旨、規定をいたしております。

また、第2項では、代表市町村長が辞任する際の手続を規定し、第3項では管理者、代表副管理者、副管理者及び代表市町村長の失職について、市町村長の職を失ったときは組合のその職を失うという旨を規定しております。

それから、第4項では、管理者、代表副管理者、副管理者及び代表市町村長の任期途中で交代した場合の後任者の任期につきましては、前任者の残任期間とする旨、規定されるものでございます。

次に、3ページの第13条、正副管理者会議についてでございます。これまでの組合の事務に関する重要な事項を協議するため設置されておりました運営協議会を、組合の運営に関する重要事項等の意思決定を行う正副管理者会議へと改めるものでございます。

第2項では、構成員を管理者、それから代表副管理者及び副管理者とし、第3項では、正副管理者会議の運営に必要な事項は組合の条例で定めるということを規定しております。

次に4ページに移っていただきまして、第15条といたしまして、附属機関を規定するものでございます。組合の附属機関として、管理者の諮問に応じ、消防に関する事項について調査、審議を行う組織として、企画調整会議を置くものでございます。

それから、第15条が追加されたことにより、以下の条が1条ずつずれておりますけれども、旧の第15条が改正後は第16条となり、第17条で経費の負担方法について規定をされるものでございます。これまでの消防署所属負担方式、いわゆる自賄い方式から経費の節減、合理化を更に進めるため、共通経費化を図るため抜本的に見直すということでございます。

第1項におきましては、分担金について、その総額を基準財政需要額割、救急出動件数割等に基づき算出するとされており、その割合については組合の条例で定める旨、規定されております。現時点で示されております条例案を見ますと、基準財政需要額割が2.5%、それから救急出動件数割が6.5%、それから均等割、面積割がそれぞれ0.5%、それで一定期間激

変緩和をする必要から、直近過去5年間の各市町村の分担金平均を用いて按分する分担金実績割90%の負担方法等により算出するものとされておるところでございます。

また、規約第17条第2項については、管理者が前項の規定によることが適当でないと認め経費については、関係市町村の協議により負担方法を定めるといふふうにされておるところでございます。

続きまして、5ページの別表の改正についてでございますが、最初にご説明させていただきましたように、従来の11消防本部を単位とする区分から、新たに7つの区分に再編されたものでございます。

そして、次、6ページの旧の左側でございますけど、別表第2につきましては、従前の経費負担の区分を定めた表でございましたので、こちらは削除されております。

最後に、7ページ、附則についてでございます。この規約の施行期日が令和3年4月1日と定められ、第2条及び第3条では、議会の議員、それから管理者、副管理者に関する経過措置を、第4条では4月1日からスタートするわけでございますけども、その準備行為として、この規約の施行期日前に、新たな区分による管理者、代表副管理者及び副管理者の選出等の行為ができることを規定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**松林委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今のこの規約改正、副管理者制度ということになって、11区分から7区分に変わる。葛城市については、香芝市、広陵町と葛城市と一緒に、この中から任期2年、恐らく輪番制ということになってきたら、例えば香芝市が先に行って次どこと、ほぼ決まってるんか。あるいはこれから決めていくのかということをお尋ねしたいのと、組合議員の議会選出の関係ですけども、これは今現在、葛城市から1人出てもうてるわけやけど、これもこの首長と一緒に、議員もそういう2市1町の中から1人出るということになるのか。その辺、ちょっと僕分りにくいんで教えてもらいたいというふうに思います。

それと、ちょっと余計なことを言うたら怒られるんか知らんけども、今現在は葛城消防署ということで位置づけされてる。一番当初、広域になるときに、現在ある署は閉鎖しませんよということを聞いてあった。ところが、聞くところによると、令和4年から葛城消防署が高田消防の配下に入って葛城分署になるというようなことも聞くわけやけども、もしそうなったとしたときに、今言うてるその中からその首長が1人出られるとかいう話になって、それが本当なのかどうか分かりませんが、もしそうなるとしたら、例えばその市長がその中に入れんのかということもちょっと心配されるんで、その辺を教えてくださいたいのと、この財政の関係ですけども、今ここでは、基準財政需要額の2.5%とか救急出動件数6.5%、一番最後の分担金、いわゆる90%激変緩和とこうなるとるわけやけど、大体最終的な見通しからいったら、葛城市の基準財政需要額の大体90%が常備のほうに負担していかならん、非常備消防のほうは大体10%ぐらい、こういうふうな目安でその金額的になるんか。その辺も



教えていただきたいと思います。

**松林委員長** 吉村部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問、複数あったので順にお答えをさせていただきます。

まず、葛城市が所属いたします新たな第5区分でございますけれども、こちらで代表者の選出がもう既に行われてるのかということでございます。この規約の案の附則にもございましたように、準備行為として一応、区分の調整会議みたいなものが既に開催をされ、一応の内定といいますか、最終的には組合の総会で諮られ、そこで承認という形にはなるんですけれども、その香芝市、広陵町、葛城市、この2市1町の間では、最初は香芝市の市長が代表者として選出をされております。

それから、広域消防組合議員の選出についてということでございますけれども、この別表に記載のとおり、第5区分の中で（い）欄では、香芝市、葛城市及び広陵町となつてございますけれども、（う）欄の議員の数というところでは、葛城市と香芝市、広陵町の間には線が入っております。ですので、葛城市から1名、それから香芝市、広陵町から2名というような議員の数というふうになってございます。

それから、令和4年から分署になるという仮定の話でございますけれども、今のところ正式に決まったものでもございませんので、ここで答弁は少し控えさせていただきたいと思つます。

それから、最後、財政的な面でご心配をかけております。基準財政需要額に占める常備消防の割合が9割ということは以前にも申し上げておるところでございますけれども、令和3年度の数字というところがストレートに出ておりませんが、平成28年度から令和2年度までの基準財政需要額、これ県内全団体の需要額を把握しておるわけでございますけれども、そのうち広域消防への実際の負担額が平成28年から令和2年までの平均といたしまして、葛城市の基準財政需要額の79.4%というところでございます。

以上でございます。

**松林委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、説明をしていただきました。首長については、一応、調整会議でほぼ決まっておるといふようなこと、組合議員については今までどおり1人ずつ出られると、こういうことでええわけですね。

それと、わし余計なこと言うたか分からんけど、まだ決まってないから、正式に決定でけへん。それはそうやと思つますけれども、そういうことであまり深く追及するつもりはありません。そこらを、もしそういうことになるんやったら、事前に議員のほうにも連絡していただいたら一番ありがたいなというふうに思つます。

基準財政需要額については、今、部長のほうから話があったように、平成28年から令和2年まで、大体、常時79.4%ぐらいが負担してるということを今、聞きました。すぐには90%にならないとしたかて、最終目標として大体90%ぐらいまで負担をせなならんということのようない感じもします。

そこで、非常備消防、これについてももちろん人件費もあるやろし、設備の関係もあるん

で、例えば残り単純計算10%で、これからどんなことが起きるか分らんけども、本当にその財源だけで賄いができるのかな。あんまり先の想像まで言うたら、そんなこと計算できるかいうことになるかもわからんけども、そこらの見通し、大体10%あったらいけますよと。過去のそれから見て一番当初消防署造ったときは、大体、基準財政需要額からいって、規模も違いますけども、大体70%ぐらいで収まるやろうと、事実それでやってきた。そこから人数が増えてきたんで、大体80%になってきた。ところが、広域になってきたら、だんだんそれは過去のことばかりも言うてられへんけども、経費も上がってきてるといのはこれは事実の話ですんで、お金出さんと恩恵だけ来ると、そういうようなことはできません。それはよう分かりますけども、こんな小さい3万7,000人のまちで、かなりの金額の負担をしていかならんということになってきたら、なかなかこれもしんどいんじゃないかなということで、広域のことはあんまり言えませんが、あと大体10%ぐらいで見通しとして非常備消防がいけるかどうかということもし分かったら、そんな無茶なことを私聞いているわけでもないんで、それは先のことまで分らんわと言われてたら、それはそうかもわからん。しかし、大体の見通しとしてもし言えるんなら答えていただきたいなと思います。

**松林委員長** 吉村部長。

**吉村総務部長** なかなか難しい質問だと思っております。従前から消防費の基準財政需要額の中には常備消防とそれから非常備消防、災害対策費といったものが含まれておって、そのうち9割が常備消防というような計算結果が出ておるわけでございます。何分、交付税上の基準財政需要額というものでございますので、標準的な団体での経費ということでございますので、年によってその標準団体を超える場合もございますし、いろんなケースが想定されると思われませんが、今まで範囲内といいますか、何とか非常備消防も常備消防も含めて消防費の中でやりくりをしているということでございますので、今後につきましても、できる限り経費の節減、合理化を図りながら、この範囲内で執行できればというふうには考えておるところでございます。

**松林委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 先のことはなかなかそれは見通しがつかないということは分かります。その辺であり無理な質問してもあれなんで、財政的にいろいろ検討していただけたらありがたいなというふうに思います。ありがとうございます。

**松林委員長** ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

**増田委員** 先ほど、正副管理者会議の設置ということでご説明をいただきました。資料を見てますと、重要事項の意思決定機関ということで、資料には、一番意思決定機関の最高機関がその7名で協議をされるということですが、1つ、従来から市長がこういう重要な会議のところに出ておられたそういう意見の場が、この葛城市、香芝市、広陵町、この3行政からの選出で代表で出られると、こういうことになるんで、葛城市の声がなかなかこういう重要な意思決定機関の場で反映する機会が減ったと、私、少し危惧をするんですけど、違う資料を見ましたら、いやいやそうじゃないんだと、あらかじめそういう意見を聞いた意見を集約して、

そういう場で最終的に、これやね。市町村長に意見照会し、提案いただいた内容を管理者会議で検討する、合意形成を図るということで、一応意見の反映の場はあるんだと、こういうふうに理解をするんですけど、その辺の心配は、「いやいや、ちゃんと意見の場はあるよ」ということであればいいんですけども、それが1点。

それから、議員の数は従来とこの対照表を見ても同じ議員で出ていただけるということで、議会から出ていただく方の意見の場は継続をされるということなんですけども、議会の在り方とこの管理者会議の位置づけとか、会議体の位置づけがどうも私、分かりにくいんで、その辺の立場というんですか、会議体の位置づけを少し教えていただけたらと思います。

**松林委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本でございます。

ただいまの増田委員のご質問のまず1点目の、今までの運営協議会から正副管理者会議に変わる中での意見の場ということなんですけど、改めて第5区分で、葛城市と香芝市、広陵町で2市1町で編成する第5区分会議ということで、正副管理者会議に諮る前にその区分会議で十分意見を吟味された中で、最終的に正副管理者会議でその意見を、例えば本市の阿古市長のご意見もそちらに反映していった中での議論をされる場は設けられてるところでございます。

それと2点目の、組合議会と正副管理者会議につきましては、市町村と同じように議会と理事者という形での立場での体制ということで、両者の体制ということでございます。

以上でございます。

ただいまの2点目の組合議会につきましては、正副管理者会議が各市町村長の代表での組織でございまして、組合議会は各市町村からの議員並びに市町村長の代表で選出される組織でございまして、そのそれぞれの正副管理者会議が理事者という立場と、組合議会のほうはその審議される議案等の予算、決算等の審議をされる場ということで、それぞれの両体制でのということでございます。

**松林委員長** 吉村部長。

**吉村総務部長** 2つ目の質問に対して、ちょっと適切でない答弁かと思っておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

そもそも、この広域消防組合といいますのは、一部事務組合という位置づけでございまして、各団体、市町村と同じように、執行機関とそれから議会、それから監査をされてるという組織でございます。そのうちの執行機関が正副管理者会議、議会はもともと設置されております組合議会ということでございますので、従前の運営協議会、それから組合議会という位置づけと大きく変更点はございません。なので、当然ながら、原案を執行部の正副管理者会議が議会に提案をされ、その議会で審議をされ可決いただいた後に執行するという形は行政、地方公共団体と変わりございません。

以上でございます。

**松林委員長** 増田委員。

**増田委員** この企画調整会議までの資料に載ってなくて、区分会議があるというのはどこの資料に

も載ってないんで、それがあれば事前にエリアごとの首長さんでご協議をいただいて、それを管理者会議に上げられるということで、エリアの考え方をまとめられるというのは分かりました。議会の立場というのは、議会と市と同じような考え方で議会運営をされるということも理解をさせていただきました。

少し、この議会の考え方と区分会議の方向性と同じでなくても別にそれはいいかとは思いますが、というの、今回は、議員から川村議員がこの議会に出ているということで、従来から議会から出ているいろいろなご意見もする機会は与えられてるんで、非常に葛城市としてはいろんな情報も入ってくると思うんですけど、ここで発言していかどうか分からないですけど、議会にその内容についていろいろと情報提供をいただくというふうなこともお願いをするのは、代表として出ている議員からいろいろな議会での広域消防組合の情報提供をいただくという方向なのか、行政からこの会議についてのご報告をいただければいいのかな。その辺のところも今後のこの広域消防組合の方向性というのは非常にまだ定まってないというか、先ほどあったように、「分署化されんねん」とかというような情報もいろいろとあちらこちらから出てきたりしますんで、葛城市議会としてそういう情報を、出ている議員からご説明をいただくという方法なんか、いやいやそうじゃないと、これは行政のほうから進捗について同席をしていただくかどうか、ちょっと私分からないんですけども、さっきあった企画調整会議を新設されるんで、そこを通じていろいろと情報提供していただくか、その辺のこともお聞かせを願いたいと思います。

**松林委員長** 阿古市長。

**阿古市長** かなり組織等が変更することによってとまどいもあるのかなと思うんですけど、イメージとしては葛城清掃事務組合を議会の考え方としてはあるのかなという思いがいたしております。まず、区分が変わることにつきましては、正副管理者会議の中に参加できる区分は区分から1名ずつであるということでございます。ですので、当然のことながら区分会議で打合せをして、その中で正副管理者会議に持っていくという形になります。それで、もう事前の話合いで、その区分から出る方の任期は2年と決めておまして、葛城署とそれと香芝署が2年交代で管理者を出していくという話はもう調整しております。ですので、2年交代で葛城市と香芝市は変わっていくという形で、広陵町のほうは負担額の関係がございまして、香芝市が約7億数千万円、葛城市が5億円弱、広陵町が2億数千万円という中で調整した結果、そういう形ということになりました。

それと、情報提供の話がございました。この正副管理者会議の中で入れる人数が今回7名になりますので、ですから、参加の全市町村が、区分会議はあるものの正副管理者会議に入るという形にはなりません。これは従前からそうなんですけど、そうした場合に葛城清掃事務組合をイメージしてくださいと申し上げたのは、その市長が議員として参加をしている場合もあるということなんです。ですから、葛城市の場合は今まで葛城署がございましたので、正副管理者会議の前段である協議会のほうに市長が参加しておまして、議員枠として別に1人、議員から参加していただいたわけなんですけども、その辺がほかの今までの区分の方々と同じような形になると。ただ、葛城市の場合は議員の数はもう確保しておりますので、

常に議員としては1人参加していただくという形になります。その今のこの考え方の整理をする必要があるんじゃないかという意見がありまして、これからまさに議論をしていくところであるのかなと考えております。

以上でございます。

**松林委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。先ほどの岡本委員からのお話でしたが、いろいろと色々な情報が、消防署がなくなるとか、不確かなと言うたら失礼ですけど、そういう情報が流れますので、正確な情報を議会にも適宜ご提供いただけるようなシステムにしていけるとありがたいなと思いますので、よろしく願い申し上げます。

**松林委員長** ほかに質疑は。

西川委員。

**西川委員** 悩ましいことだというふうに、この理解の仕方は、僕も組合議員でずっと出させてもうてたから、ちゃんと説明をせんかったからということかもわからんけれども、先ほど市長は、葛城清掃事務組合と一緒にと言わはるけれども、結局は、これははっきりとこの自賄い方式から脱却していくというんで、この議会と管理者、理事者側とはっきりと分けようということで、これはこれでええと思うんです、この形。というのんは、葛城清掃事務組合でも首長が管理者として予算なり、例えばここも一緒に、御所市なんかは市長になったり議員になったりしてたわけですよ、この組合議員が。市長は自賄いやから、そこでポーンと持ち込んで、それで管理者としての立場でおるときと、それで1回議員に座るという立場のときもあるわけで、それははっきりしとかんと、自分で予算を立てながらこっちへ持っていったいて、議員の立場で座って発言するという、何か矛盾したような組織の形態になってたんです。それをはっきりと、もう管理者は管理者としておって、それで香芝市もこれ今度、副管理者に香芝市がなるというふうなことやから、香芝市から管理者の立場でおって議員が1人おるということやから、これははっきりと予算執行の予算立てをする側とそれをチェックする側がきっちりと分かれるんで、それはそれでそのことはええやろうというふうに僕は思います。

ただ、先ほどの葛城署がどうなるこうなるいうふうなことなんかは、それはやっぱりここへ出ていく議会議員の重みいうか、その議会を代表していく議員の職責、責任というのんは割とはっきりと重くなってきます。それで、このことについて、先ほど僕、増田委員がいろいろお調べになったこの香芝市と3市の調整会議いうんか、これ先ほどおっしゃったように、基準財政需要額を参考にしてそれぞれの負担と、それともう一つ何か人数割になるのか面積割になるのかどうなのか知らんけれども、公平性を期するがために、自賄いから変わっていくときに、そういうことをきちっとやるんやろうとは思いますが、この調整会議のことに関しては、僕も増田委員と同じで聞きたいんやけれども、葛城市がはっきりと一般会計からか何か知らんが負担金を出していくわけですやろう。その負担金そのものについてやるのは、市長である理事者側が葛城市の予算立ての中でやるわけやから、それははっきりとどうということかいうのは、こういう会議になんのんか、予算会議になんのかだけきっちり、どうということになるかいうことは理事者側が答えてもらわなあかんわけ。そうですな、そこの

ところは、それと、この中でどういう要望を管理者がどういうことをここへ言うたか、それが代表する、今だったら香芝市のほうがちゃんと副管理者として、管理者の長は1人やけれども副管理者で6人で7人で構成するわけやから、そこではっきりとちゃんと葛城市の思いが届いてるかどうか。この思いが届いてるかどうかいうことを、この議員がやっぱりきちっと、そのところを代表で出ていく議員はきちりと全体の組合の在り方を議論する。予算、決算ははっきりと組合の議会が通らんと管理者は執行でけんねんから、それら辺のことはきちっと議会のほうから報告いただくけれども、この今の言わはる部分については、理事者側は今、副管理者でこれ持ち回りで調整会議でやると。調整会議でどんなことを出してくる、どういうことを言う、どういうことをやんねんというふうなことは、僕もやっぱりきちっとそういう報告の場を設けるということは、理事者、考えてもうてんのかどうか、そのところをお答えいただきたい。

**松林委員長** 阿古市長。

**阿古市長** まず、ちょっとまだ誤解があった説明なのかなと思ひまして、まず議員のほうの立場の中では、各市町村の首長が入ります。それが、先ほど申し上げました清掃事務組合と同様な形式になるということでございます。その辺の議論というのは、今始めておるところなんですけども、今の状況ではそういう形でのスタートになるということでございます。

それと、先ほど申し上げましたように、予算立てする段階、当然、分担金がございますので、そのことにつきまして、やはり提示するのは理事者側のサイドでございます。ですので、今回、広域消防組合の情報提供並びにその資料を提出するのは理事者のほうからさせていただくということでございます。

以上でございます。

**松林委員長** 西川委員。

**西川委員** そういうことになるんやろうけれども、僕が言いたいのは、例えば今度、第5区分で香芝市が副管理者になると。そやけれども、その副管理者になって管理者の立場におりながら、これ2人ということになってんのは、広陵町からも香芝からも議員が出るということでんな。そういうことでっしゃろう。これ、第7区分の場合は、はっきりどこかが誰かが管理者か副管理者になったら、これ4人ですから、大和高田市、樫原市、御所市、高取町、明日香村と、こうなってるけれども、誰かが、樫原市がなんのか大和高田市なんのか僕、分かりませんけれども、それだったら、その後の残りの人らが議員として出はるんでっしゃろう。そやから、管理者、副管理者として出たところは、言え、今までやったらそういう管理者会議でいろんな話をしとったのに、お金はうちこんだけ出して予算これぐらいにしましょうかと、葛城清掃事務組合の場合はいろんな首長が出て、それで先に、こんだけの予算でやりましょうか、こういうふうにしましょうかと言うて、先にそういうふうな予算立てを葛城清掃事務組合の場合はやとったわけですよ。それで、その予算立てをするときに入ってる首長が、議員の立場のほうの席に座ってそれをチェックするというふうな、そんなおかしな形はあらへんやろうというのをずっと言うてきたわけですよ、葛城清掃事務組合は。そやけども、ここの消防署のほうも、そういうふうな形を解消しようとしてんのかと僕は思うてるんですけど

ど、そういうおかしな形にならんようにしようとしてんののかなと。この自賄いの場合は、もうほとんどこれははっきり言うて、葛城市やったら葛城市に関係のあるところは僕ら見たけど、ほかの他市町村のことを賛成や反対やなんていうのは自賄いやから言わなかったわけですよ。言われへんからね、議員としても。そやから、そこらをすっきりしようかというふうになってきてんののかなというふうに、そやからこの管理者、これ葛城市が例えば2年後に市長が出られても、それは管理者の立場で出るんで、はっきりと議員の立場で1人確保されてるんで、そういうことをすっきりしようとしてるのかなと。それやったら、はっきりとこの調整会議いうんか、この3者で話して、それで、うちの負担割合については、ちょっとこの考え方はおかしい、これ管理者会議でこれはちゃんと言うてもらわなあかん、こういうふうにやってもらわなあかんというのを、そういうふうなことはやっぱり管理者の立場でやらはるわけやから、そういうふうなことは、こういう葛城市のこの会議で市長にちゃんこの負担の割合どうやというの、わしらは議員として言えるわけやから、そやからその報告とかそういうふうなことについてはちゃんと言うてもらわんと、その位置づけをこの葛城市議会にきちっとそういう形を報告してくださいよと、管理者というか、そういう予算立てをやったりする立場は。そういうふうな管理者会議と、この調整会議というんか、3者で話をどういふことをやんのんか、どういふふうな負担割合でどういふふうになんのんかいうのんは、ちゃんと葛城市のこの市議会に報告してくださいよと、そういう仕組みにしといてくださいよということ言うてるだけで、在り方として市長がおっしゃってる在り方、その誤解してるというか、僕は別に誤解してないけど、組織の在り方をやっぱりきちっとやってもらわなあかんの違いかいうのんをずっと言うてきた、葛城清掃事務組合でも言うてきたわけで、そういうふうなことで、僕はすっきりさす方法、自賄いをやめていってすっきりさす方法になんのかなと僕は思うてますけど、誤解してんのんかどうかわかりませんが。

**松林委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 報告のほうは理事者サイドのほうから間違いなくさせていただきます。それで、これは数字を見ていただきましたら、各区分におきまして、全ての市町村が管理者並びに議員を選出できるというわけではございません。そのことを含めまして、従前といいますか、今までは首長が議員として入っていつてるところもあるということでございますので、その辺の議論というのはこれから整理されていくのかなという思いでございます。

以上でございます。

**松林委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** ここで聞いていいんか分かんないですけど、駄目やったら止めてください。前に消防の選出議員について要望書が上がってきて、不公平じゃないかと、選出方法も選任の定めとかなから不公平じゃないかと、人口が少ないところは議員が少ないんじゃないか、それを何とかしてくださいという要望書を、僕らも、それはそうだと出したはずなんです。これ、5ページ、新旧対照表を見て、この区分を分けてくれるは分かるんですけど、人数的にはこれスライドしてるだけなんですよね。何回見ても人数も変わってないですし、何が言い

たいかいうたら、せっかくそういうお声があって、僕らもそういうふうに賛成というか要望書そうだと思ったんで、これどういう話し合いになってるか、ここで聞いてええんかどうか分かんないですけども、どういうふうに話し合ってどういうふうに解決していつてはるのか、もう僕からしたら山手のほうが災害が多いから議員が多いほうがいいんじゃないのという思いで出したんですけども、何も変わってないっぽいんで、ちょっとどういう動きになってんのか、分かる範囲でいいんで教えてください。

**松林委員長** 吉村部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

それと併せまして、先ほどの西川委員のご質問にも関係するところではございますけども、そもそも中山間の小さな市町村の意見が届きにくいということで、町村会から要望書が出ておるのは承知しておるところでございます。それを解消するために、もともとの消防署の区分でいろいろ議論をされてきたところがございますけども、今回その区分を改めた上で区分会議というものを設置されております。その区分会議の中でどういったことが議論されるのかというところがございますけども、例えば予算編成方針についての議論であったり、翌年度に大きな事業を抱えてる場合のその説明であったり、進捗状況の報告、それから計画に係る課題ですとか方針について、これは人材育成とか適正配置に関しての報告等がされる予定となっております。

この区分会議が年に3回予定されておりまして、そのうちの1回は書面決議という形にはなるんですけども、この2回の区分会議の中で、その区分を構成する市町村長のご意見を伺った上で、区分の代表であります代表市町村長が組合のほうに出て行って意見を出していただくような形が想定されております。ですので、今までのその旧区分での意見の集約もそれなりにはできていたのかもわかりませんが、区分会議という会議を組織され、そこでの議論の結果を本部のほうで全体会議の中でいろいろ議論されるという流れになってございますので、そういった意見も含めた中で議論が活発にされるものというふうに感じておるところでございます。

**松林委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** そうやとは思いますが、前の要望書にはその議員の数の選出根拠とかというのがないというお話やって、この区分を分けろという話じゃなかった。それはそれでいいと思うんですけども、中身を見ても、人数的に不具合があるところがあるんやろうなというところが結構あるんです。これはもう最後意見として、そういうところを前の要望書はそうだというふうに出したと思うんです。区分を分けろとは、区分を構成したほうがいいんかもわかんないですけど、この人数的な割合がどうなんかというのが僕ちょっとすごい気になったんで、またそういう声があったことを伝えといてください。

以上です。

**松林委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。



議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第96号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第96号は原案のとおり可決することに決定をいたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。なお、午前11時10分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時10分

**松林委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** おはようございます。ご苦労様でございます。それでは、調査案件であります尺土駅前整備事業に関する事項につきまして、ご報告申し上げます。

現在、2件の方と計画に沿った用地取得に向け交渉を行っている状況でございます。

うち1件の方につきましては、八川地区の代替地への移転の方向で合意をいただきましたので、現在、借家人の4名の方と交渉を行っております。借家人の方につきましてもほぼ合意をいただいております、所有者の方、借家人の方双方とも間もなく契約できる見込みでございます。

別の1件の方につきましては、条件面におきまして折り合いがつかず難航しているという状況でございます。葛城市といたしましても重要な事業であり、法的な手段を取る準備も必要であると考えているところでございますが、引き続き粘り強く交渉してまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**松林委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、説明していただいて、一生懸命交渉をやってくれてはと思うわけやけども、ずっと1年ぐらい同じ内容の説明をしてもらっていると、一生懸命やってくれてはんのは分かるけど

も、いつも言うふしに、何が原因で遅れてんのか。その分析を實際されてんのか。今言われてる、名前言うたらあかんけども、借家、所有者は了解してもうてんねん。いわゆる借家人と今、交渉してまんねんという話やけども、例えば地主と話ができて、何か月、今、経ってんのかいうことやんな。こんだけ日にち経つことによって、借家人の交渉もなかなかうまくいかないやろうと。だから、いつも偉そうに言うのやないけども、目標決めてやってくれてはると思うねんな。だから、やっぱりこれは用地交渉というのは自分らで分析をして、何が原因で遅れてんねん、いつまでに目標を持つねん、その指示は誰が出すねん。担当部署で計画してやっていくねんいうことか、それとも理事者側が、いわゆるいつまでにやりなさいというふうに指示出されるんか。その辺がわしはよう分からんけども、あまりにもこの尺土駅前、もう長いという話と違う。合併して何年になんのか知らんけども、10年で利かへん。17年目を迎えるはずや。それ、何もほとんど、ある程度までは進んだ。ところが一つも進まへん。やっぱりどこに原因があるのかいうことは分析せなあかんと思うんで、その辺を答えられたら答えてもうたらと思います。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしくお願いします。

岡本委員のご質問についてですが、遅れている原因といたしますと、用地交渉がメインになってくるかと思えます。その用地交渉の中につきましては、借家人のお話も出てたかと思えますが、借家人については今年度中、あるいは年明けの早い時期、1月中には契約はできる見込みとなっております。

もう1人の方は、やはり今年度に入っても5、6回交渉を重ねておるところではございます。その中で、結局はその交渉中で一番問題となっているのはやっぱり地価が1点と、もう一つは代替地の場所についての2点になってくるかと思えます。

交渉についてはそういうことでございます。以上です。

**松林委員長** 岡本委員。

**岡本委員** それは課長も苦しい答弁やと思う。それはわしが言いたい放題言うてるわけやからな、それは答えるの難しいと思うけども、ほんまにもう1件のその残っとる人は、恐らく感情が残っとんやと思う。だから、いつもこんな同じことばかり言うたらあかんけど、用地交渉というのは、一遍行って半年も空けるということ自体が一つの欠点やと思う。だから、交渉していく過程で、生意気なことを言うたらあかんけども、毎日居座る、言葉は悪いけど、そのぐらいにしていかなと、こんな用地なんかでけへん。午前8時半から午後5時15分まで勤務して、はい、交渉できましてんと、そんなことやってないと思うけど、そんなやり方では事業みたいなん進まへん。やっぱり、事業課に配属されたら、それはもうえらい損やと言うのやないけども、夜を徹して行く、これが事業課の宿命や。そやないと、こんなこなされへん。そやから、恐らくもう1件の人、私知りませんよ。会うてないよって知らんけども、感情が入ってなかなか前向いて行かんやろうと。それは代替地のこともあるやろう、どっかに建てなあかんねんからな。だから、そこへ行くまでのまず感情からほぐしていかなあかんの違うんかなと思うけども、もう答弁はよろしいですわ。そんなあんまり言うたら、いじ

めてはっきりとまた思われたらあかんさかいにあれやけど、やっぱりそのぐらいの気構えでやってもらいたいということだけは言うときます。

**松林委員長** ほかに。

西川委員。

**西川委員** 同じことをずっと、これ4年も聞いてて、このときに、はっきり言うときますけれども、今初めて、部長のほうから、法的措置も考えてる言葉として初めて出たわけや。初めてかどうか知らんで。こんなん、交渉のとき、初めからこの人はバブルのことを思うて、坪単価みたい今のこと違うて、ぐーんと話にならんようなことで、それで前の市長のときに、これではこの事業を完成ささんと、何ぼでも経費も何も全部嵩んでいっとるわけやんか。4年間やで、市長。そのときに、行政執行をかけよと。国は70%以上の獲得の用意、70%以上じゃないと、そんなんしよらへんねん、50%や60%のところそんな執行は。そやけれども、そのときは70%超えて80%近かったはずや。そやから、その準備をせえとやうててん。そやけど、阿古市長は、「いや、しませんねん」と、「話し合いでできまんねん」と言うさかいに、「ああ、それやったらええがな」と、これ4年続いてあんねん。何をここまでほってあるのかなと。やらんと、こんなん何ぼでも経費から何からお金嵩んでいってあるはずや、これ。それを、部長、今、法的どうのこうのと言うた。それ、いつから準備をしようかいうことを考えてんのか。

**松林委員長** 答えられますか。

松本部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。

今、西川委員おっしゃいました法的の手段ということも前々から答弁をさせていただいておるところでございます。何年か前に一度、事業認定の準備もさせていただいたという記憶もございますけども、県の方と事業認定なりいろんな手法を検討させていただいているところがございます。

以上です。

**松林委員長** 西川委員。

**西川委員** 市長はどう考えられますか。

**松林委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 考え方自体は、当初から一貫しております。当初、私が就任した時点では3人の方との交渉が残っておったというところがございます。ようよう2件の方につきましては、その交渉がもう見通しがついてるというところがございます。その中で申し上げたのは、やはり粘り強く交渉していく必要があるでしょうという判断をさせていただきました。その中で、やはりそろそろもう煮詰まったところまで来てるのかな、交渉する中で、もうこれ以上は無理なところまで来たかなという状況がございますので、ある種、違う手段も行うところに来てるのかなという認識をしておるというところがございます。

以上でございます。

**松林委員長** 西川委員。

西川委員 違う手段というのは、強制も伴うような手続に入るということで理解してよろしいな。

松林委員長 阿古市長。

阿古市長 そのように理解していただいて結構でございます。

松林委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 梨本です。よろしくお願いします。

今、岡本委員からも西川議長からもありましたけれども、私もこれに関しては、尺土に関しては全く4年間進んでないということで、利用されてる方からも非常に、「どうなっとなのや」という声はたくさんいただいているんです。担当課の方、一生懸命やっていたらと思うんですけども、そういった中で、さきの市長選においても、市長のほうから「あと2年待ってください」と、こういったことを言われてた。「じゃあ、2年経ったらどうなるんや」ということも、実際、市民の方から聞かれてまして、「2年で完成するんか」と、「2年後にどうなるんや」という話を一度聞かせていただきたいというところ、これは市長しか答えられないと思いますんで、市長にお聞きしたいのが1点なんです。

それともう1点は、これ、完成して葛城市の玄関口、一番中心になる駅としてこれから位置づけしていくわけですよ。昨日、知事に来ていただいた地域フォーラムがございました。その中で、葛城市においては、ほかの香芝市、大和高田市、広陵町。広陵町なんかは1つの駅しかないにもかかわらず駅前整備の話もされたわけなんですけれども、葛城市は7つ駅がありますということはおっしゃいましたけれども、実際にその尺土駅の開発を含めてどういうふうに市民の方に活用していくんやと、葛城市を発展させていくんやという話が全くなかったわけなんです。これは、市のほうでどういうふうに考えてらっしゃるのかということ、ちょっとこの質問と合致してるのかどうか分かんないんですけども、せっかくの機会ですので、その辺もぜひお聞きしたいなというふうに思ってます。よろしくお願いします。

松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

市長の2年待ってくださいという話であったかと思いますが、その件についてですが、これからの補助金の交付額、それとか用地取得の状況、工事の進行状況とか、条件が整えば完了に向けて大きく進むということとなります。それについては、少しでも早く完成に向けて進みたいというところでございます。

以上です。

松林委員長 阿古市長。

阿古市長 4年間で全く進んでないとおっしゃるのは、ちょっと勘違いと違うかなと思いますけども、工事自体も東側からずっと道を拡幅しておりますし、用地交渉も3人の方のうち2人はめどがついてるところでございますので、着実に進んでる。ただ、そのスピード感が多分皆さん方が思っておられるスピード感とはちょっと違うんだという認識なのかと思います。

それと、昨日の地域フォーラムのお話をされたんですね。その中で、12分というその発表

の時間の中で発表できることというのは限られておりますので、特に葛城市ではこの3年間、4年間で取り組んできました工業ゾーンのその具体化の話がもう実際に進んできておりますので、そのことについて絞ってお話をさせていただいたところでございます。駅前の整備につきましては、私鉄が6つ、それとJRが1つございます。割合と、その地域によりまして駅前の整備が進んでいるところと進んでいないところがあるという認識をしております。その中で、尺土もそうなんですけども、やはり全ての駅のその整備の事業というのは葛城市にとっては必要であるという認識を持っております。

以上でございます。

**松林委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 本当に、今、スピード感の話をされたわけなんですけれども、スピード感で言うと、本当に残念ながら理事者側の感じてらっしゃるスピード感と、我々議員、もしくは市民の方が感じてらっしゃるスピード感にすごく差があるように私は感じます。ですので、もちろん4年間で何も行ってない、これは何も進んでないわけじゃないという理屈は分かります。しかしながら、4年間において3件のうち2件が交渉できた、あと1件また2年かかんのかと、こういうふうにつまみ切られている市民の方もいらっしゃるわけですよ。ですので、この2年というふうにおっしゃられたわけですから、市長も意気込みを持ってここを何とか進めていただきたい。強制収用という話も出てきておりますので、ぜひ葛城市の中心をしっかりと整備していくことをやっていただきたいなと思っております。

地域フォーラムに関しては、それぞれの首長のそれぞれの思いが伝わったものであったと思うんですけれども、ちょっと私自身の感想としては、これはもう答弁は結構ですけども、ちょっと寂しかったなど。こういった駅前のことに対して全く触れられなかったということに関しては、もちろん理事者の中では考えてらっしゃるとは思うんですけれども、そういったところをぜひ表に出して、特に知事なんかがいいらっしゃるわけですから、県との連携も含めて道路整備も含めて、駅前をどう発展させていくんだということを考えていただきたいということを要望したいと思います。よろしくお願いします。

**松林委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。それでは、2つ目の調査案件であります国鉄・坊城線整備事業に関する事項につきまして、ご報告申し上げます。

まず、JR和歌山線柿本架道橋改築工事委託について報告させていただきます。

JR施工の架道橋工事委託における大型ボックスカルバート部分の工事が、8月31日をもって完成しており、引き続き、市が施工する部分として連続する西側、東側の取り合い部分のボックス構造体及び改良工事、地下埋設物の本設工事を順次進めていく予定でございます。

このJR架道橋工事につきましては長期間にわたり通行止めとなっており、地元住民の方にも大変ご迷惑をおかけしておりますが、国費の配分の関係上、工事の内容を検討しており、令和5年度末には通行可能となりますよう取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、JRより東側、大和高田市までの間についての道路改良工事の部分について説明させていただきます。本年度の工事につきましては、令和元年度までに用地取得をさせていただいた区域の工事延長55メートルの区間の道路改良工事を施工しており、年度内竣工に向けて取り組んでおります。用地交渉につきましても、引き続き努力し、早期事業完了に向けて努力したいと考えております。

以上でございます。

**松林委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

西川委員。

**西川委員** この坊城線の整備ですけども、ちょっとお聞きしたいんですけども、これ整備して道路も、あれ大和高田市の境界までは広がるんか分からへんけども、それ以降やな。その大和高田市と葛城市の境界以降、葛城川の左岸の堤防、あそこの途中で止まるんやけども、これ、市長か答えていただくんは、大和高田市と何らかの、できればあの堤防まできちっと、ほんで堤防整備も含めてと思うんやけども、そういうふうなお話を、理事者側なり、部長でもええけども、大和高田市との何か協議というか、あそこでもうストップで、もうそこまで広うなるけど、そっちはもう大和高田市やから葛城市は触られへんわな。そやけれども、そういうふうな話は何かしてもうたり、そういうことはあるんですかね。

**松林委員長** 松本部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。

大和高田市の公園の部分につきましては、公園の用地ということで、以前に大和高田市と話をさせていただいたことはありますが、その後はまだ協議をさせていただいておりません。要望はしておりますので、その辺につきましては、また確認をさせていただきます。堤防の左岸側につきましても、県のほうに、高田から御所に向いての整備を毎年要望しておるところでございます。

以上です。

**松林委員長** 西川委員。

**西川委員** はっきり分からんけれども、どっちか一方に寄らんなんのんかどう分かんけれども、あれがやっぱり堤防までズボンと続いて、広さ、坊城線から続いて、石屋さんがあってちょっと東ぐらいのところでこれ境界やね、あれ。そこで言えば、一応道路の整備が止まるわけやね。それから向こうを、今、部長そのものの話、下準備はしてもうたほうがええけども、やっぱり首長同士でも、言えば大和高田市としたら、何でうちこんなお金出して整備せんなんのみたいなことになるけれども、だからそこらの話は、市長、ちょっと話しして解決してもうたほうが、何か役に立つ道になっていく違うのかなと思うんですけど、どうでっしゃろな、市長。話すという思いは持ってもうてますか。

**松林委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 国鉄・坊城線の整備事業につきましては、当初から事業の中でいろんな変遷をたどってるんですね。一旦やりますという中から、今度はやりませんという状況のところまで、その幅の中で事業計画等も見直したり、いろんな過程を踏んでおりまして、なかなか事業が進んでこなかった。それがようやくガード下の工事もほぼ完成に近い状態にまで来たというのが実情なんですけども、その中で、大和高田市との交渉は過去においてあった、それもまた一時期その話がうまくいきかけて壊れたような事象もございますので、こちらの工事はまだしばらくかかりますけども、その工事の進捗状況も見まして、その辺のお話は再度復活していかないといけないのかなという認識を持っております。

以上でございます。

**松林委員長** 西川委員。

**西川委員** 今、市長がおっしゃるように、いろんな変遷を経ましたよ、いろいろとね。笛堂というのは便利のように見えて、割と24号線から笛堂へ入っていくちゃんとした太い道がないんやということでこの話が出てきたから、それで言えば、初めは特例債でやるようになって、今言わはるように変遷を経てそれができてきたけども、それができてくるというのは見越して、今、市長がおっしゃるように、そういうふうな交渉事を工事が進んでいったら、そういうふうな大和高田市と交渉しながらちゃんと左岸のほうの整備も含めたことを、工事の進捗状況でそれはやっていくとおっしゃるんやさかいに、そこはちょっと期待しときたいと思うんで、これやっぱりいろいろと市長、これから先ほど尺土の駅前整備の話もいろいろ出てきてるし、そういうふうなことは市長は、何か石橋を叩いてよう渡るんか渡らへんのか、何か一方は財政のことを考えられるさかい手堅いのはええけれども、やっぱり昨日のフォーラムじゃないけれども、工場誘致をいろいろ考えられるのであれば、左岸の整備も、その道の整備も、やっぱり葛城市としてどう発展させていくか、予算等々もあるけれども、補助金をどう活用していくかいう、もうちょっと僕は積極的な事業展開をできるところは、財政もあるけれども、やっていただきたいなど、市民が夢を持てるような展開があったらええのかなという思いで、今、ここでプツンと切るんじゃなしに、ああ、それやったら大和高田市の市長とも話をしよう、これどうやろうというふうなことも積極的に動いていただければありがたいかなという思いで言いました。

**松林委員長** ほかにございませんか。

増田委員。

**増田委員** 以前にもこの国鉄・坊城線に関しましては、私も意見を述べさせていただきました。その中に、市民からもいろいろとご意見いただいておりますけども、あの道は何の道やと、目的は何やと、こういうふうな批判めいたお話も聞かせていただいております。私は、この道が、先ほど言われたように、笛堂の西側に国道に出ていく重要な一つの入り口の工事であるというふうなことが1つ、それから東のほうに抜けて1つの流通の車の流れ、国道の流れを緩やかにしていくというふうな目的もあるのかなというふうに思います。そんな中で、高田で詰まって、そんで終わりと。以前からお話を、私がいつも言ってます、道はつながって何ぼやと、途中で止まってる道なんて意味がないと、何ぼ太くしても、川の水のごとく、一番ケツの流れの

分しか水は流れへんねんということを感じてます。そのような道にならないようにということで、葛城川、西でも東でもどっちでも結構ですけども、やはりあそこにつなぐ必要があるのかなというふうに思います。

特に昨日のフォーラムで、私、大和高田市長が、葛城市と一緒にあのエリア、要するに新村と続きの奥田地区を広域的な工業ゾーンにするんだと言っておられるんですよ。だから、大和高田市もあのエリアの流通を考えるのであれば、真剣にセットもんで工業ゾーンイコール道路整備というお考えは、当然、あの市長も強く感じられてるというふうに、私は昨日のお話を聞いてて思いました。まさか奥田地区に大きな工業ゾーンを作ろうという大和高田市の計画なんて想像もしてなかったんですけども、それはそうですね。ああいう大きな道路、県が付けていただいたその側面は、有効な工業誘致ゾーンであるかなと思いますんで、そういうところに目を付けられておる、それから葛城市も市単独であの周辺の道路の整備までしたと。そこで止まらずにつなぐこと、あの道路、葛城川の東、右岸、東側道、もうほぼ完成に近い。非常に立派な道路ですね。拡幅工事されてます。そこで止まらんと、もっと北向いて、インターチェンジもしくはJR国鉄・坊城線につなぐというふうなことを、大和高田市と連携でやっていただく必要があるのかなということを感じます。それで初めて、国鉄・坊城線の開通の意義があると、開設の設置の意義があるというふうに私は強く感じております。県は、今年度予算で大和高田市の部分の拡幅の設計委託料ぐらいの予算は付けられてるというふうに見たことがあるんですけども、あそこが進みそうな、そういう情報は市のほうにないんでしょうかね。

**松林委員長** 大丈夫ですか。答えられますか。

安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

増田委員のご質問の件なんですけど、工業ゾーンということで、今、うちの工事として東側線をやっております。その東側線の北側、北の端から県道までは大和高田市区域になります。その部分については、うちのほうから協力をお願いするということをお願いしたところ、大和高田市のほうで、30メートルの区間なんですけど、拡幅していただけるというような方向で予算が取れる方向やということで連絡はいただいたということはございます。

以上です。

**松林委員長** 増田委員。

**増田委員** 先ほどの国鉄・坊城線を完成した暁の意義、成果、効果を十分に発揮できるような連携プレイ、それから近隣道路との接道部分を、道路の有効利用というようなことも含めて、完成に向けて、または拡幅に向けて周辺整備も同時に進めていただけたらというふうに思いますんで、よろしく願い申し上げておきます。

**松林委員長** ほかにございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、葛城川のことをいろいろとご心配をいただいています。今、これ質問をいろいろ受けてるわけやけど、偉そうに言うてんの違うんで。担当課として、葛城市の行政として、今



言われてる葛城川の左岸道路、この位置づけをどういうふう理解をしてもらってんのかなと。この話出てきたのは、5年、10年前の話じゃない話。この道路は何で付けるんやということが、その担当として理解してくれてはるかどうか。これは、大和高田御所線のバイパスとして付けるという計画が初めからあったはずや。そういう理解をしてもらってんのかなと。そういう理解をもらってんであれば、もっと県のほうへ行ってどんどん調整をしてやっていく、この姿勢やないと、こんなん付きません。いわゆる弁之庄・木戸線も一緒や。前から言ってるように、尺土の駅前にしたって、尺土の駅前の活性化になりませんよ。何でならへんねん。南北へ抜く道路を付けなあかんいう話をしたって、全然県にも行ってない。今のこの話も一緒。高田土木で計画立ててくれた。ところが、地元の葛城市、何も動きがない。部長、名前言うたら悪いけど、部長も知ってはるように、前の所長へん出して怒らはってん。知事から言われて、「一生懸命やります」とやってきて、弁之庄・木戸線でも、何回、土木からここへ来てんねん。ここへ来たかて、誰も乗っていかへん。これが今、葛城市の現実や。そやから、こんなことでまちづくりやとつたら、こんなん議論ばかりして何も前向いて行かへん。それやつたら、県にもっとどんどん力入れにいて県の費用でやってもうたら、職員はそれは努力してもらおう労力も要る。しかし、葛城市民の財政から見たら、それは全て全部税金やけども、県でやってもらうことは市の財政が要らへんというような言い方したら悪いか知らんけども、ほとんど要らへん。これをもっと利用して県でどんどんやってもらおう、これがまちづくりの基本や。市町村でみたい何ぼしたって、金が付いていかへん。そやから、もっと国や県で幹線道路をやってもらおう。市町村道というのは、そこへ接続する道路、これが市町村道の考え方や。もっと幹線、幹になるやつは皆、県、国でやってもらおうねんと。このぐらいの姿勢でまちづくりをしないと、もう葛城市はようなつていかんと私は思いますよ。まだまだ道路も付けていかないかん。宿題もどっさり残つとる。やっぱり一丸となつてそういうことをしてもらいたいと思うし、今言うたように、葛城川の左岸、今、担当として私が言うたような理解をもらって、県と交渉してもらってんのかどうかだけ教えていただきたい。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

葛城川左岸の道路改良拡幅については、毎年、南部議員連合ですか、そこに向けてというか、その中で毎年要望は出しておるところでございます。今おっしゃっていただきましたその方向性、それに向けて積極的に検討していきたいというところであります。

以上です。

**松林委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 南部振興議員連盟で、それは当然のことやんか。だから、さっき言うたように、偉そうじゃないけど、今言うてる、大和高田御所線のバイパスやという認識を持ってるかと聞いてんねん。ただ単に、「県道にしてください」、ただ単に、「県で道付けてください」と、こんなん不可能な話や。市町村道でも一緒やんか。何もないうところに市町村道を付けていってるとも、県なんかあったら、なかなか何もないうところに付けていくというのは難しい。元の路

線の認定して、この路線のバイパスやというて新しい道を付けていく、これが道路の手法や。そやけど、今言うてるように、ただ単に、「こんな県でやってください」、できる範囲と違うわけや。そやから、必ずどこの路線のバイパスとして仕事をするのかという位置づけをはっきり頭に入れて交渉しないと、ただ単に、「県にやってください」、「南部振興議員連盟に要望出してます」、これ、への突っ張りにもならん言うたら怒られるけども、そんな要望みたい出してたかてあかん。要望出したかて、こっちでもっと動かなあかんちゅうねん。それやったら、南部振興議員連盟、うちも議員も入っているわけやんか。一緒にでも行って、議員にも頼んでもろてすりゃあええけども、要望だけ出してまんねん。今まででもそうやんか。葛城広域の中で葛城広域として県にどんだけ要望出すねん。「要望出してまんねん」、そんなんで誰がしまんねん。やっぱりそれも出しながら、県とも交渉していく、こういう姿勢やないとまちづくりちゅうのはでけへんと私は思います。そやから、何もそんな一生懸命やってくれてはんにそんなに偉そうに言うたらあかんけども、それは南部振興議員連盟に要望出すんも大事。そやから、出しながら、またそれはそれで県のほうにやっぱり要望していく、こういう姿勢をお願いしたいと、もう答弁結構ですさかい。

**松林委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして理事者より報告願います。

吉村部長。

**吉村総務部長** 総務部のほうから、行財政改革に関する事項についてご報告を申し上げます。

9月の議会の総務建設常任委員会の調査案件の中でご報告をさせていただいた電子決裁システム、それから電子入札システムの進捗状況についてご報告を申し上げたいと思います。

まず、電子決裁のほうの導入の進捗状況でございますけども、導入事業の仕様ですとか実施要領につきまして、市長選挙等の事務等もございまして遅れが若干出ておりましたが、11月に取りまとめを行い、公募プロポーザルにより事業者を決定することとし、11月24日に公募プロポーザルによる事業者募集の公告をいたしまして、事業者からのプレゼンテーション等の審査を、あさって12月16日に行う予定となっております。そのプレゼンテーションの審査の終了後でございますけども、事業者の決定を速やかに行い、年内に契約を行う予定となっております。それから、システムの構築ですとかテスト環境の導入、職員への研修を年明けの1月から3月までに実施をいたしまして、4月からの本格稼働を目指したいというふうに考えておるところでございます。まず1つ目の電子決裁につきましては、まだ審査が残っておりますので、この程度で報告を終わらせていただきます。

続きまして、電子入札システムでございます。去る10月16日に公募プロポーザルの公告を行いまして、11月17日にプレゼンテーションによる2次審査を行っております。その結果、落札業者が株式会社日立システムズ関西支社と選定をさせていただいたところでございます。なお、契約金額につきましては、税込み635万8,000円となっております。履行期限は令

和3年3月31日でございます。

今後のスケジュールでございますけれども、システムのセットアップと並行し、システムの実証実験、操作研修、それから入札をしていただく業者の業者説明会を経まして、令和3年4月からの開始予定といたしておるところでございます。

どういった業種といたしますか、案件が電子入札の対象としているのかというところでございますけれども、建設工事におけます土木建築、舗装、それからコンサルタント業務、それから上下水道の工事等を対象とする予定となっております。これは、県のほうでも電子入札を導入されておりまして、それに対応されている業種ということでございます。なお、こういった建設工事以外の案件につきましては、順次、事業者の説明会を開催し拡大していく予定ということで考えております。

以上、簡単ではございますけれども、2つのシステムの導入の進捗状況についてご報告を申し上げます。以上です。

**松林委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて、何か質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、公共バス運行についてを議題といたします。本件につきまして、理事者より報告願います。

高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

コミュニティバスの利用状況につきまして、令和2年4月から10月までの利用状況につきましてご報告申し上げます。運行日数は214日です。1日当たりの利用者数は、環状線ルートが59.61人でございます。ミニバスルートが17.52人で、合計77.13人でございます。前年度は、環状線ルートが95.34人、ミニバスルートが30.86人、合計126.2人でございますので、前年度の同時期における同ルートの利用状況と比較いたしますと、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受け、利用者数が大きく減少しております。なお、令和元年10月から運行を開始しております予約型乗合タクシーにつきましては、1日当たり1.97人でございます。

次に、利用促進に向けての取組でございます。マイ時刻表につきましては、平成28年11月より発行をいたしておりますが、現在102名の方に214件の時刻表を発行しております。主な利用先といたしましては、ゆうあいステーション、大和高田市立病院となっております。また、スマートフォンやパソコンを使用して、葛城市のコミュニティバスの時刻情報案内を検索することができますナビタイムやジョルダンによる時刻表インターネット検索を平成29年9月から導入いたしております。今後も利用者増加のため、広報かつらぎの利用案内の掲載をはじめ、多角的に広報活動を検討し、利用促進に努めてまいります。

次に、地域公共交通活性化協議会におきましては、さらなる利便性の向上を図るために、運行ルートや運行形態に係る全体的な見直しの協議を重ねまして、9月28日には環状線ルートのれんかちゃんバスを大和高田市立病院のロータリー内への乗り入れ、停留所の移設とダ

イヤ改正を行っております。

また、10月には予約型乗合タクシーの運行ルートE笛堂・薑ルート及び、F笛吹・梅室ルートの16か大字の沿線の方を対象としたアンケート調査を実施いたしました。アンケートの回収率は、対象世帯2,388件に配布いたしまして、602件の方の回答があり、現在、回収率は25.2%でございます。

なお、今回の調査結果につきましては、3月に開催を予定しております地域公共交通活性化協議会におきましてご報告させていただく予定にいたしております。今後、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

以上で報告を終わります。

**松林委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後にお諮りいたします。

尺土駅周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、公共バスの運行については、事業の進捗に伴い、随時委員会を開催し審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって、これら4件の調査事項については、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

**松林委員長** ほかにございませんか。

川村議員。

(川村議員の発言あり)

**松林委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

各委員の皆様のご協力で、本委員会に付託されました条例の制定変更、行政事務組合、広域消防組合の規約の変更など、計6つの議案審査と4つの調査案件全て円滑に終了いたしました。長時間にわたる各委員の皆様の慎重審議、大変にお疲れさまでした。

これをもって、総務建設常任委員会を閉会といたします。

閉 会 午後0時07分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

松林 謙司